

その他の制度改革事項及び業務運営改善事項 について

厚生労働省年金局
2019年10月30日

資料の構成

- 厚生年金保険の適用除外要件の見直し 2
- 未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加 4
- 脱退一時金制度の見直しの方向性 5
- 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等 . 6
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書（仮称）への切替え 9
- 厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備 11
- 年金担保貸付事業の廃止 13

厚生年金保険の適用除外要件の見直し

1. 現行制度と課題

- 現在、厚生年金保険法及び健康保険法では、「2ヶ月以内の期間を定めて使用される者」(引き続き使用されるに至った場合を除く)は適用除外とされていることから、基本的に、雇用契約の期間が2ヶ月以内か否かで適用が判断されている。
- ただし、2ヶ月以内の雇用契約であっても、これを継続反復しているような場合には、「引き続き使用されるに至った場合」として、社会保険の対象としているが、当該最初の2ヶ月は適用の対象となっていない。

2. 見直しの方向性

- 雇用の実態に即した社会保険の適切な適用を図る観点から、雇用保険の規定等も参考にし(2ヶ月を超えて使用されること)「見込まれる者」についても、厚生年金・健康保険の適用の対象とする改正を行う。
- これにより、例えば、
 - ・2ヶ月以内の雇用契約であっても、実態からみて、2ヶ月を超えて使用される見込みがあると判断できる場合
(例:①雇用契約上、契約更新があることが明示されている場合、②同一事業所の同一契約で更新等により2ヶ月を超えて雇用された実績がある場合)にも、最初の2ヶ月の雇用期間を含めて、当初から社会保険を適用の対象とする。

※ 雇用保険法第6条第2号では、雇用保険の適用除外者として「同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者」と規定。

※ 厚生年金保険法第12条第5号(短時間労働者の適用特例)で、「当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこと」と規定。

※十分な周知期間が必要となること、適用拡大等を考慮し、適用拡大と同時に施行すること等を検討。

3. 具体的な事務の取扱いのイメージ

○被用者保険の適用拡大における勤務期間要件の事務の取扱いと同様に、以下のとおり取り扱うことを検討する。

- 適用拡大における勤務期間要件に倣い、雇用期間が2ヶ月以内の場合であっても、
(ア)就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
(イ)同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により2ヶ月を超えて雇用された実績がある場合
は、当初から適用する取扱いとする。
- ただし、(ア)(イ)のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、2ヶ月を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、雇用期間が継続して2ヶ月を超えることが見込まれないこととして取り扱う。
- 事業所調査において、労働者名簿等に基づき適用されていない従業員等の雇用契約書等を確認し、上記要件に(ア)(イ)のいずれかに該当することが事後的に判明した場合は、契約当初(保険料徴収の時効を踏まえて2年以内とする。)に遡及して適用するよう指導する取扱いにする。

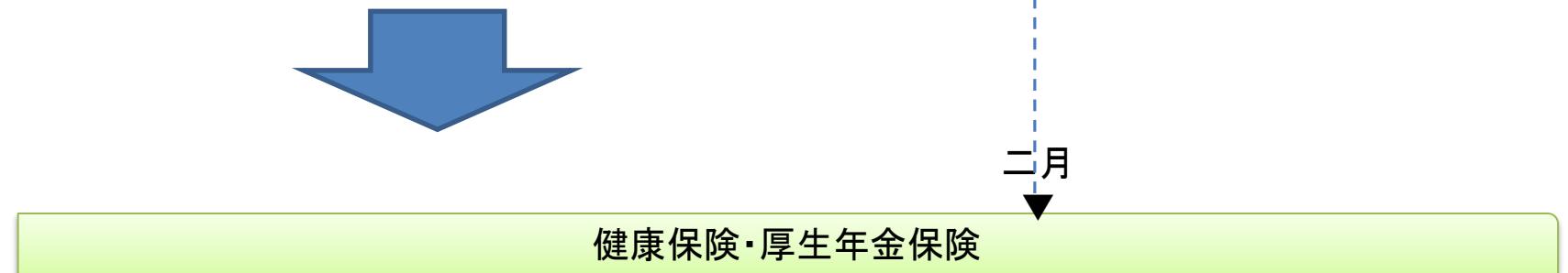
(改正前)

健康保険・厚生年金保険



(改正後)

健康保険・厚生年金保険



「見込まれない者」と改正することで、**雇用契約書において2ヶ月以内の雇用期間であっても①雇用契約において更新が明示されている場合、②同様の雇用契約に基づき2ヶ月を超えて雇用している実績がある場合のいずれかに該当する場合は、当初から適用する取扱いに変更**

未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加

(具体的な改正内容)

- 国民年金保険料の申請全額免除基準は個人住民税非課税基準に準拠しており、今般、平成31年度税制改正大綱において、令和3（2021）年度分の個人住民税（所得割・均等割）から、児童扶養手当受給者である未婚のひとり親（前年の合計所得金額が135万円以下であるものに限る。）（※）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられることとなったことに伴い、国民年金保険料の申請全額免除基準においても、その対象に地方税法上の未婚のひとり親を追加することとする。

(※) 地方税法において、「単身児童扶養者」と定義される。

- また、現行の国民年金保険料の申請全額免除基準は、既に個人住民税非課税措置の対象である「地方税法に定める寡夫」(※)を対象としていなかったが、年金制度においても、遺族基礎年金の対象を父子家庭に拡大するなど、男女差の解消を図りつつあるため、併せて対象に加えることとする。

(※) 次の3つの要件の全てに当てはまる者①合計所得金額が500万円以下②妻と死別、離婚した後未婚の者又は妻が生死不明な者③生計同一の子（他者に扶養されている者を除き、総所得金額等が38万円以下の者）がいる者

<申請全額免除の基準> ※下線部が今回の改正で措置するもの

- ①所得が一定額以下であるとき
- ②被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。
- ③地方税法に定める障害者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者であって、年間の所得が135万円以下（※）であるとき。
- ④その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。（失業、天災等）

(※) 現在、地方税法に定める障害者等の個人住民税非課税基準額及び国民年金保険料の申請全額免除の基準額は125万円。令和3年度以降、障害者等の個人住民税非課税基準額が135万となることに合わせて、国民年金保険料の申請全額免除の基準額も135万円となるよう政令改正予定

脱退一時金制度の見直しの方向性

1. 現行制度

- 短期滞在の外国人の場合には保険料納付が老齢給付に結び付きにくいことがあるという問題について、社会保障協定が締結されるまでの当分の間の暫定的・特例的措置として平成6年改正により設置。
- 具体的には、短期滞在の外国人に対して、被保険者であった期間に応じて支給（支給上限3年）。

2. 見直しの意義（必要性）

- 本年施行された改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年になる（特定技能1号）とともに、制度創設当時と比べて3～5年滞在した者の割合が外国人出国者全体の約5%から約16%に増加している。

（参考）制度創設当時、支給上限が3年とされた理由について

- ① 脱退一時金が外国人の短期滞在者に対する特別の措置であること
- ② 期間が定められている（更新に限度のある）在留資格期間の最長期間が3年であること
- ③ 一時金の対象となる出国者の大部分の在留期間が3年以内であること

3. 見直しの方向性

- 支給上限年数について、現行の3年から5年に引き上げることを検討。

【見直しに当たっての留意事項】

- 平成30年度の支払い実態で見ると、被保険者期間5年（60月）以下で、脱退一時金受給者の約99%をカバーすることとなる。
- 一方で、見直しに当たっては、
 - ① 平成29年8月から老齢年金の受給資格期間が25年から10年に引き下げられ、老齢基礎年金を受給できる可能性が大幅に上昇していること
 - ② 上記の特定技能1号は、特定技能2号や現行の専門的・技術的分野に係る在留資格（介護等）のように期間更新に限度のない在留資格への移行も可能な制度として創設されていることから、今後、長期間日本に就労する外国人が増加していくと考えられ、そのような外国人に対する年金権の確保も課題となること
 - ③ 日本以外のアジア諸国でも社会保障の整備が進み、それを自国に在留する外国人にも強制適用する動きがあること等に伴い、日本とそのような国との間で、外国人の年金受給の可能性も高めることとなる通算措置を含めた社会保障協定の締結を拡大する方向にあること等にも留意が必要である。

年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等

1. 現行制度と課題

【所得・世帯情報の照会】

- 年金生活者支援給付金の支給要件の判定は、機構が、国保中央会を経由し、市町村から所得・世帯情報を取得した上で実施。施行初年度においては、支給要件に該当する者に対して、簡易な請求書(はがき型)を送付。
- しかし、法施行後における当該所得・世帯情報の取得の調査は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号。以下「法」という。)第37条によれば、既存の支給対象者(受給資格者)のみに限定。このため、例えば、所得額が前年より低下したこと等により、新たに支給対象者となりうる者に対しては、同条の規定による情報取得ができないことから、簡易な請求書(はがき型)を送付することができず、自ら要件に該当することを確認することが難しい方は、請求漏れとなる可能性がある。
- このため、法第37条に規定する所得・世帯情報の取得の対象者の範囲を、受給資格者になり得る者(基礎年金受給者等)に拡大し、新たに支給対象者となる者に対して、簡易な請求書(はがき型)の送付を可能とすることで、受給者の手続の簡易化と、給付金の請求漏れの防止等に資する。

2. 見直しの方向性

【所得・世帯情報の照会の対象者等の見直し】

- ①所得・世帯情報の取得の対象者について、支給対象者になり得る者まで拡大。(簡易な請求書の送付を可能にする)

※ 施行初年度(令和2年度)は、法施行後に所得情報を得るため、経過措置を要検討 (一定の時期までに請求を行えば、令和2年8月分からの支給を行う)

- ②所得額の切り替え時期(支給サイクル)の見直し (同一の所得情報を活用する20才前障害基礎年金、特別障害給付金も同様に変更) 簡易な請求書(はがき型)の送付に伴い、所得情報の切り替え時期を8月～翌年7月から、10月～翌年9月に変更する。

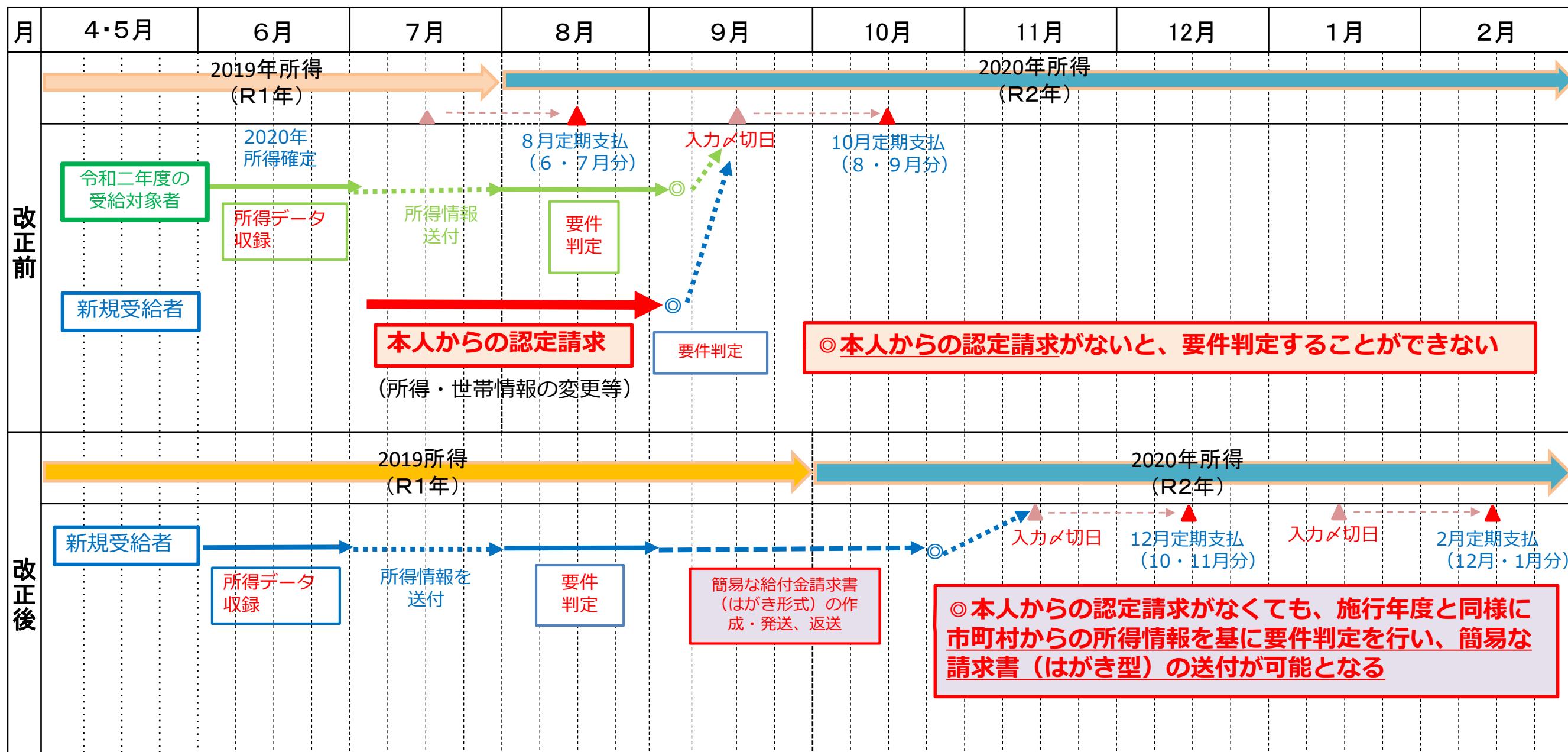
(ただし、市町村等に対する周知期間を考慮し、令和3年度施行とする。)

※ 簡易な請求書を送付するためには、6月頃に市町村民税の課税所得が確定することから、7月に国保中央会経由でデータ取得し、8月に機構で判定処理を行い、9月に簡易な請求書(はがき型)を作成・送付した上で、10月に受給候補者からの申請書を提出いただくことが必要(制度初年度と同様)

年金生活支援給付金の所得情報の切替時期の変更について

- 日本年金機構が市町村からデータの提供を受け、受給候補者の所得情報を把握するのは8月。そこから簡易な請求書(はがき型)を作成して9月に送付を行うことから、給付金の支払いは10月以降となる。
- 現状、給付金の所得情報の切替時期は8月～翌年7月となっているが、簡易な請求書(はがき型)の送付・提出を前提とすると、現状の所得情報の切替時期(8月～)では、対応ができない。(速くても10月分からの支給とする必要がある)
- このため、給付金の所得情報の切替時期を10月～翌年9月に変更する。(ただし、周知期間を考慮し、令和3年(2021年)度施行とする)
 (※)これに伴い、20歳前障害基礎年金及び特別障害給付金についても、所得情報の切替時期も同様に10月～翌年9月に変更
 (簡易な請求書はないものの、同一の所得情報を要件判定に活用していることから、適用所得の一体性を図る観点ため)

【令和3年度(想定)】



(参考) 参照条文

◎年金生活者支援給付金の支給に関する法律(抜粋)

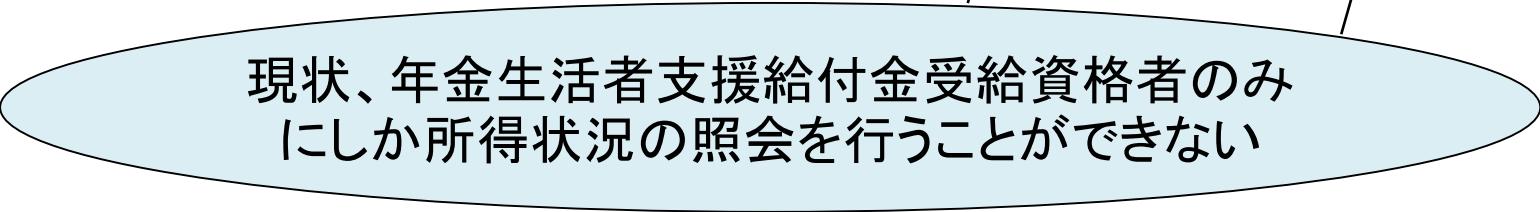
(調査)

第三十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者(以下「年金生活者支援給付金受給資格者」という。)に対して、受給資格の有無及び年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し年金生活者支援給付金受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 (略)

(資料の提供等)

第三十七条 厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金受給資格者若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は年金生活者支援給付金受給資格者に対する年金たる給付であって政令で定めるものの支給状況につき、官公署、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。



現状、年金生活者支援給付金受給資格者のみにしか所得状況の照会を行うことができない

国民年金手帳から基礎年金番号通知書(仮称)への切替え

1. 現行制度と課題

- 国民年金手帳については、従来、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の本人通知という機能を果たしているが、被保険者情報が既にシステムで管理がなされていること及び個人番号の導入によって、手帳という形式で果たす必要性がなくなっている。
- また、かつては多くの手続において国民年金手帳の添付を求めていたが、現在は、行政手続の簡素化及び利便性向上を推進する観点から、「基礎年金番号を明らかにする書類」で手続を可能としているほか、給与事務で個人番号を確認等している事業者などで、個人番号の記載をして届出をした場合は、基礎年金番号を明らかにする書類の提出は不要としている。
- こうした環境の変化を踏まえ、手帳の役割を基礎年金番号の本人への通知に特化し、事業者の業務の簡素化及び効率化(手帳の作成や交付コストの節減)等に資する。

2. 見直しの方向性

- 国民年金手帳を代替する形で、新たに国民年金第1～3号被保険者となった者(20歳到達者、20歳前に厚生年金被保険者となった者等)に対し、「資格取得のお知らせ」を通知。【法改正】

※ 年金手帳から新制度に移行する際の経過措置として、年金手帳の再交付申請は廃止するが、法律施行までに送付された年金手帳については引き続き基礎年金番号を明らかにすることが出来る書類として利用できることを規定

〈事務コスト〉

年金手帳発行 153万件、年金手帳再発行 74.5万件 ⇒ 2.7億円(平成28年度実績)

3. 新たな「基礎年金番号通知書(仮称)」について

新たな「基礎年金番号通知書(仮称)」については、

- ㊦ 年金手帳の代替として年金制度の象徴となるようなシンボリックなもの(色つきの上質紙など)とすること
- ㊧ 手元に丁重に保管してもらうため、名称を「基礎年金番号通知書(仮称)」とし、大臣印の陰影を入れること
- ㊨ 現在、共済年金加入者に送付している「基礎年金番号通知書」との統一を行うことを検討中。

(参考) 参照条文

◎年金手帳の様式を定める省令(抜粋)

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第一条及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十三条第二項の規定に基づき、並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)を実施するため、年金手帳の様式を定める省令を次のように定める。

年金手帳の様式を定める省令

年金手帳の様式は、次のとおりとする。

年金手帳

日本年金機構

基礎年金番号 _____

フリガナ
氏 名 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

性 別 _____

交付年月日 _____年 _____月 _____日

変更後の氏名 _____ (平成 _____年 _____月 _____日変更)

変更後の氏名 _____ (平成 _____年 _____月 _____日変更)

=====**注 意 事 項**=====

この年金手帳は、あなたが将来年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要になります。

- 新たに厚生年金保険や国民年金に加入するとき
- 氏名を変更したとき
- 年金や一時金の請求をするとき
- 年金や一時金についての相談を受けるとき

この年金手帳を過って破いてしまったり、紛失してしまった場合は、直ちに再交付の申請を行ってください。

国民年金の記録(1)
(第2号被保険者以外の被保険者用)

被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日	被保険者の種別	被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
昭和 平成 _____年 _____月 _____日	1号・任 3号	昭和 平成 _____年 _____月 _____日

厚生年金保険の記録(1)

事業所名 船舶所有者名	所在地	被保険者となった日	被保険者でなくなった日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日
		昭和 平成 _____年 _____月 _____日	昭和 平成 _____年 _____月 _____日

(注) 厚生年金保険の記録は、同時に国民年金の第2号被保険者として記録となります。

厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備

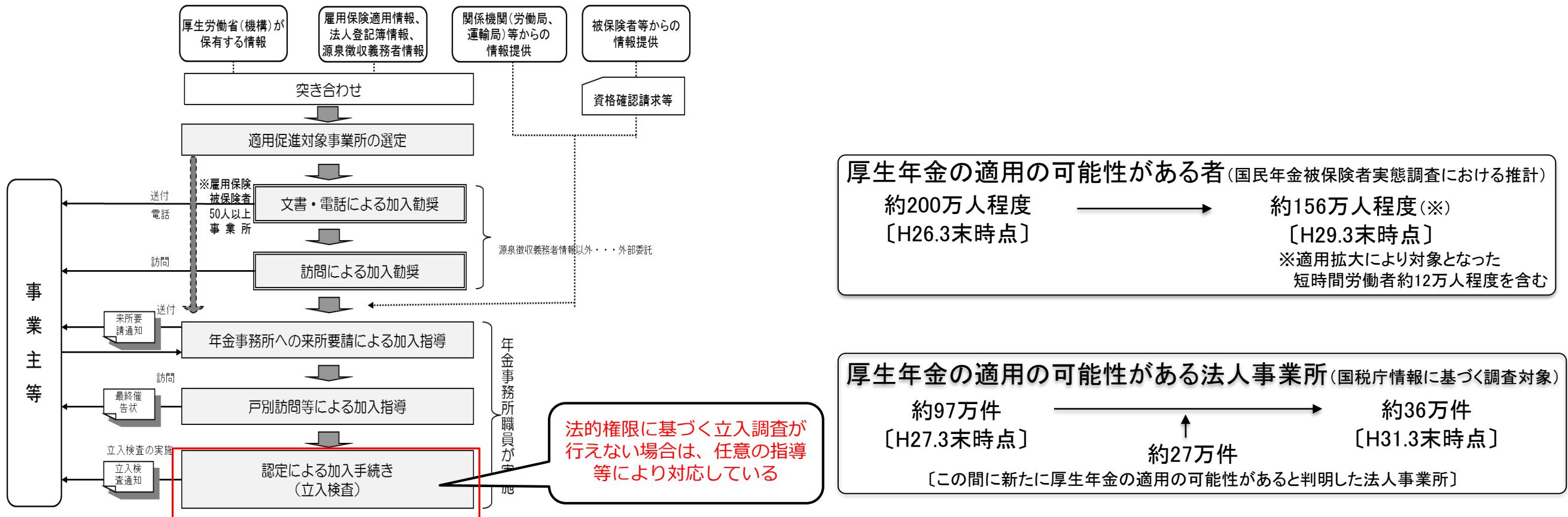
1. 現行制度と課題

現在、国税庁から、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受ける等により、適用の可能性がある事業所への加入指導を実施しているが、厚生年金保険法第100条に基づく、事業所に対する立入調査については、現在は、適用事業所のみが対象とされている。

このため、未適用事業所であるものの、「適用事業所である蓋然性が高いと認められる事業所」については、法的権限に基づく立入調査が行えず、任意の指導等によって適用対策を進めている。

2. 見直しの方向性

こうした事業所に対しても、法的権限に基づく立入調査の対象に加える改正を行うことで、未適用事業所への実効性ある対応を可能とし、社会保険の適切な適用の促進に資するよう、規定の明確化を行う。



(注) 法的権限に基づく立入検査はH30年度46件

(参考) 参照条文

◎厚生年金保険法(抜粋)

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの(以下「七十歳以上の使用される者」という。)を含む。)の資格の取得及び喪失(七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第百条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

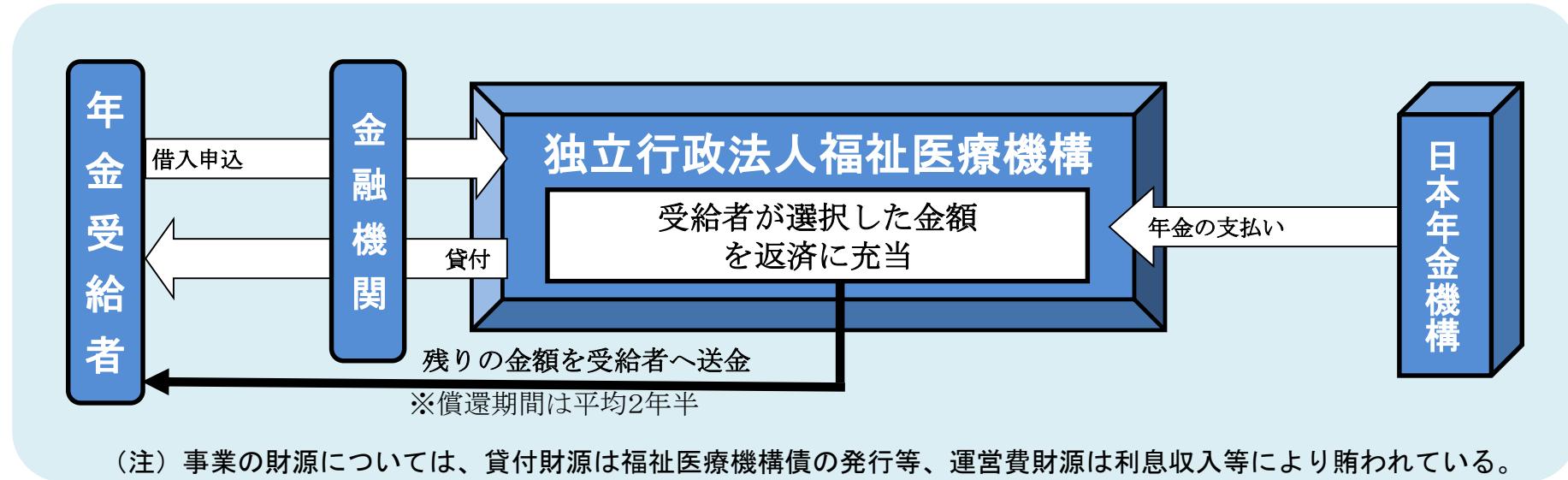
4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、前三項の規定は、適用しない。

現在は、適用事業所の事業主に限られており、例えば、適用事業所である蓋然性があるような状況にとどまる事業所の事業主に対しては調査権限の限界がある。

年金担保貸付事業の廃止

1. 現行制度

- 年金担保貸付事業は、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業。
 - 老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、閣議決定（※）等に基づき令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了。
- ※ 生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、年金担保貸付事業の廃止が決定。



2. これまでの経緯

- 平成22年の閣議決定の後、2度の貸付条件の変更（平成23年12月及び平成26年12月）等を実施し、段階的に事業規模を縮小。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付実行額	1,792億円	1,459億円	1,236億円	1,157億円	921億円	560億円	495億円	385億円	377億円
前年比	-	▲333億円	▲223億円	▲79億円	▲236億円	▲361億円	▲65億円	▲110億円	▲8億円

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要とされた（平成29年12月15日部会報告）。
- こうしたことも踏まえて、平成30年の生活困窮者自立支援法改正により、家計改善支援事業の実施の努力義務化等が行われた。
- 独立行政法人福祉医療機構中期目標（平成30年2月28日厚生労働大臣指示）に基づき、円滑な事業廃止に必要な周知期間等を勘案して、令和3年度末の新規貸付の申込受付の終了が決定された。

3. 見直しの方向性

- 次期年金制度改正において、年金担保貸付事業の廃止のために必要な法制上の措置を講じる。
- 残債権の管理・回収業務は、独立行政法人福祉医療機構が継続して実施。